

【目標削減率達成のための推進体制】

省エネ法に基づき、エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進員を選任し、CO2削減に努める。
毎年CO2排出量を調査する。

【排出量削減のためのこれまでの主な取組】

工場等の名称	取組内容
市全体の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・空調の温度設定の徹底（冷房28℃、暖房19℃） ・空調にタイマースイッチを導入 ・クールビズ・ウォームビズの推進 ・消灯の徹底。照明をまびく。LED照明に交換。 ・ノーマイカーデーの実施（県下一斉年2回＋市独自年2回 計年4回） ・ごみ減量の推進 ・省エネ意識を高めるための職員研修 ・プリンターやコピー機の数の集約 ・瀬戸内市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定した。

【計画期間中に目標削減率を達成するために実施する措置】

工場等の名称	措置内容
市全体の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・空調の温度設定の徹底（冷房28℃、暖房19℃） ・クールビズ・ウォームビズの推進 ・消灯の徹底。順次LED照明に交換。 ・ノーマイカーデーの実施（県下一斉年2回＋市独自年2回 計年4回） ・30%ごみ減量の推進 ・省エネ意識を高めるための職員研修の実施 ・瀬戸内市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進。 ・燃費のよい公用車の導入。

【森林保全等吸収源対策への取組計画】

県内での取組	無	
その他	無	

【再生可能エネルギーの導入計画】

県内での取組	無	
その他	無	

【その他特記事項】

前回の計画には含めていなかった施設を加えたので、平成25年度排出量の数値は報告書と異なっている。